

# 医療機器の効果的な活用に係る協議の場フロー

## 共同利用計画の策定対象

県内で下記の医療機器を新規購入  
又は更新しようとする病院又は診療所



## 【対象医療機器】

C T・・・全てのマルチスライスCT  
及びマルチスライスCT以外のCT  
MRI・・・1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満、  
3.0テスラ以上のMRI  
PET・・・PET及びPET-CT  
放射線治療・・・リニアック及びガンマナイフ  
マンモグラフィー



- (1) 「共同利用」には、画像診断が必要な患者を医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合（いわゆる紹介利用）を含む。
- (2) 診療放射線機器については、別途、医療法施行規則に基づく設置届等の提出を要する。

## 【共同利用計画の記載事項】

機器導入までに次の内容を含む共同利用計画書を提出

- ※ 共同利用の相手方となる医療機関
- ※ 共同利用の対象とする医療機器
- ※ 保守、整備等の実施に係る方針
- ※ 画像査定時の検査機器について、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

医療機関の所在地の保健所に  
共同利用計画書を提出

県保健所（宮崎市内は中央保健所）  
「医療機器の効果的な活用に係る  
協議の場」事務局



※医療機器の効果的な  
活用に係る協議の場

共同利用  
を行う場合

共同利用を行わ  
ない場合



事務局が、協議の場において、  
定期的に状況報告（年1回程度）  
※ 通常の地域医療構想調整会  
議開催時に報告

協議の場で理由等の説明  
※ 共同利用計画書の理由記載欄を確認  
し書面で協議。特に必要がある場合には、  
協議の場に招致し理由の説明を求める。